**特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Ｑ＆Ａ**

**登録事業者**

1. どのような事業者が登録できますか。

（答）①「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。）の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」（以下「登録対象事業」という。）でお示しした事業を行う事業者であって、②産業医を選任（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）し、かつ、③業務継続計画（ＢＣＰ）を作成している事業者であれば、登録することができます。

なお、ワクチンはあくまで業務継続のための支援ツールの１つに過ぎず、特定接種の実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数なども、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることになりますので、登録されたことを以て特定接種を受けられるわけではないことにご留意ください。

1. 登録基準告示に示されていない業種の事業者は、登録できますか。

（答）登録対象事業は、特定接種が住民接種より基本的には先に開始するという制度趣旨に基づき、国民にとって十分理解が得られるものとして定めたものですので、この登録対象事業に該当しない事業者は、登録できません。

　　　登録対象事業は、原則として日本標準産業分類上の整理としていますが、この登録対象事業と同じ社会的役割を担う事業者であれば、当該登録対象事業を行う事業者とみなして登録することができます。（登録要領別添１の表の※１をご参照ください。）

　　　例えば、日本標準産業分類上、新聞業と通信社は区別されていますが、「新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供」という新聞業と同じ社会的役割を担う通信社については、新聞業とみなして登録することができます。

1. 具体的にどのような事業や業務が、登録基準告示に示された「事業の種類」や「事業の種類の細目」、「対象業務」に該当するのかについて教えてください。

（答）登録基準告示でお示しした「事業の種類」や「事業の種類の細目」、「対象業務」の詳細については、登録要領別添１の表でお示しした担当府省庁にお問い合わせください。

1. 指定公共機関や指定地方公共機関も登録事業者として申請できますか。

（答）登録事業者として申請できるかどうかは、指定公共機関や指定地方公共機関とは無関係であり、登録対象事業に該当する事業者であるかどうかによります。また、登録対象者として登録申請人数に計上できる従業者についても、登録基準告示の「対象業務」（以下「登録対象業務」という。）に直接従事する者に限ります。

　　　従って、指定（地方）公共機関の指定を受けた事業者であっても、上記の要件に該当しない場合には登録対象外となります。

1. フランチャイズを行っている場合は、フランチャイズ元の事業者がフランチャイズ先も含めて登録申請を行うのですか。

（答）フランチャイズは、自己の商号、商標等の使用権をフランチャイズ先の事業者に与えているにすぎず、事業主体はあくまでもフランチャイズ先の事業者であることから、フランチャイズ先の事業者が登録事業者として登録申請を行うことになります。

　　　従って、フランチャイズ先の事業者が登録申請に当たって、産業医を選任（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）し、業務継続計画を作成する必要があります。

　　　なお、フランチャイズ元の事業者とフランチャイズ先の事業者との間で登録申請の代理委任契約を有効に結んでいる場合は、フランチャイズ元の事業者が一括して代理申請を行うことも可能です。この場合、登録申請書の入力・提出に当たっては、以下の「登録申請書入力・提出上の留意点」をご参照ください。また、申請時に当該委任契約書（委任状）の写しを担当府省庁にご提出ください。担当府省庁は、登録申請書の内容を確認した後、当該委任契約書（委任状）の写しを厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室に提出してください。

　　【登録申請書入力・提出上の留意点】

　　　・申請者情報に、委任先（フランチャイズ元）の事業者情報を入力すること。

　　　・申請者情報の備考欄２に、①代理申請である旨、②委任元（フランチャイズ先）のすべての各事業者において産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。

　　　・事業所情報に、委任元（フランチャイズ先）の事業者の事業所情報を入力する際は、事業所名の冒頭に「（●●社代理）」（注：「●●社」は委任元（フランチャイズ先）の事業者名）を入力すること。

　　　・委任契約書（委任状）の記載事項には、少なくとも次の事項を含むこと。

　　　　（１）委任先（フランチャイズ元）の事業者の①名称、②代表者氏名、③所在地

　　　　（２）委任元（フランチャイズ先）のすべての事業者の①名称、②代表者氏名、③所在地、④登録申請に係る事業所の名称及び所在地

　　　・申請者情報に入力したE-mailアドレス（委任先（フランチャイズ元）のE-mailアドレス）は、登録申請関係のほか、新型インフルエンザ等の発生時に特定接種の総枠や当該委任元（フランチャイズ先）の事業者に係る特定接種の接種対象者数の連絡などに使用されること。

1. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合は、どこが登録事項の報告を行うのでしょうか。

（答）当該公設機関を設置する国（●●省）や地方公共団体（▲▲県、■■市など）が報告を行います。

　　　登録事業者と同様の職務を担う公務員（区分３の公務員）については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づいた登録は不要ですが、特定接種の実施に際し、必要なワクチン数の把握や円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国や地方公共団体が登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、今回、公務員についても報告の対象としています。

1. 指定管理者制度やＰＦＩ制度を用いて、国や地方公共団体が設置する公設機関を民間事業者が運営している場合は、どこが登録申請を行うのでしょうか。

（答） 当該公設機関で勤務する職員は公務員ではなく、運営事業者の職員となりますので、特措法に基づいた登録が必要となります。この場合、当該公設機関の設置者は国や地方公共団体であるため、設置者である国（●●省）や地方公共団体（▲▲県、■■市など）が登録申請を行います。具体的には、当該運営事業者の職員を外部事業者の職員として、登録対象者に該当する者（「外部事業者」の問２の回答を参照）を国や地方公共団体が登録申請を行うことになります。

1. 登録事業者になれば、必ず、特定接種を受けることができるのですか。

（答）備蓄しているワクチンが発生した新型インフルエンザ等に有効でない場合は、備蓄ワクチンを使用した特定接種は実施されません。いずれにしても、特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定されることになりますので、登録されたことを以て必ずしも特定接種を受けることができるわけではありません。

すなわち、政府対策本部で特定接種の接種対象業種とされない場合は、当該業種の事業者に対してはワクチンは配布されず、また接種対象業種とされたとしても、登録人数と同数のワクチンが必ずしも配布されるとは限りませんので、その点にご留意ください。

1. 特定接種の対象とならなければ業務継続ができないのではないでしょうか。

（答）特定接種の対象については、既に登録基準告示で定められているとおりです。

特定接種については、現在国で備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、これを用いて実施することを想定していますが、有効であるかどうかは、発生した新型インフルエンザウイルスの亜型等の性状に依存するため、発生時に効果が期待できないことも想定されます。

　　　また、ワクチンが発生した新型インフルエンザに有効である場合でも、欠勤の原因は、従業者本人のり患によるだけでなく、家族の世話、看護等による欠勤も想定されるため、欠勤者を減少させる効果は限定的なものです。さらに、新型インフルエンザの発生からワクチンの製造・供給までには一定の時間を要するため、流行のピークに間に合わない可能性も考えられます。（ワクチンはあくまで業務継続の支援ツールの１つという位置付けです。）

　　　この他、例えば、働く世代にはそれ程重症化しないが、小児で重症化する場合などでは、対象業種を限定的にして住民接種が開始される可能性も想定されます。いずれにしても、特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定されることになりますので、登録されたことを以て必ずしも特定接種を受けることができるわけではありません。

　　　このため、ワクチン接種を前提としない業務継続を計画していただく必要があると考えています。

　　　なお、政府行動計画では、欠勤率はピーク時の約２週間に最大で40％程度と想定されています。

**登録対象者**

1. 登録事業者が登録申請の際に、どのような人を登録対象者として登録申請人数に含めることができるのでしょうか。

（答）登録対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者を、登録対象者として登録申請人数に含めることができます。なお、当該業務に係る意思決定者も、登録対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者に限り、登録対象者として含みます。

1. 本社や事業所で管理業務などに従事する者も事業継続に必要不可欠ですが、登録対象者として登録申請人数に含めることはできないのでしょうか。

（答）登録対象業務は、特定接種が住民接種より基本的には先に開始するという制度趣旨に基づき、国民にとって十分理解が得られるものとして定めたものですので、総務や経理、営業の職員など、この「対象業務」に直接関与しない管理部門や間接部門の職員は、登録対象者として登録申請人数に含めることはできません。

1. 申請書には登録対象業務の従業者数を記入することになっていますが、名簿の提出も必要でしょうか。

（答）名簿の提出は不要です。ただし、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて登録申請人数の積算根拠などの照会を行う場合がありますので、ご留意ください。

1. 平時は登録対象業務には従事していませんが、新型インフルエンザ等が発生した際、当該業務に従事することが予め定められている者は、登録対象者となるのでしょうか。

（答）発生時に当該業務に従事することが業務継続計画などで想定されている場合は、登録対象者となります。

一方、発生時に当該業務に従事するかどうか不明である者など、上記以外の者については登録対象者とはなりませんが、仮に発生時に当該業務に直接従事することになった場合、事業者に割り当てられたワクチンを配分することは可能です。

1. 登録対象者の国籍に関する要件はありますか。

（答）登録対象者については、国籍を問いません。

1. 登録基準告示で示された「緊急物資」とは、どのような物資を指すのでしょうか。

（答）新型インフルエンザ等対策緊急事態措置の実施に必要な物資であり、国や都道府県からの売渡し要請等の対象になるものとして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令」（平成25年政令第122号）第14条で定められた物資を指します。

具体的には次のとおりです。

・医薬品

・食品

・医療機器（注射器、メス、聴診器等）

・衛生用品（脱脂綿、ガーゼ、マスク等）

・再生医療等製品（ヒト細胞加工製品、動物細胞加工製品、遺伝子治療用製品）

・燃料（ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等）

・新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの（緊急事態宣言時に必要に応じて公示することとしています。）

**事業所**

1. 申請書には、事業所ごとに登録対象業務の従業者数を記入することになっていますが、特定接種の対象となる業種や接種人数などは、発生時に政府対策本部において決定するとされています。その際、事業者全体の接種人数が決まるのでしょうか。それとも、事業所ごとの接種人数まで決まってしまうのでしょうか。

（答）特定接種の接種対象業種や接種総数（配布されるワクチン数）などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定することになり、接種実施医療機関に届けられるワクチン数はこの決定に応じたものとなりますが、事業者全体としての接種人数の範囲であれば、各事業所への配分は、事業者の判断で適宜調整することは可能です。

ただし、登録完了後に、各事業所の接種実施医療機関を提出いただくことになりますが、ワクチンはこの内容に応じて、各事業所ごとの接種人数分を接種実施医療機関に配送することとなり、接種時に接種実施医療機関ごとの配送量の調整をすることはできませんので、その点にご留意ください。

**産業医**

1. 産業医の選任とは、どの程度までを言うのでしょうか。単に、事業者が普段から利用している医療機関が定まっていれば、産業医の選任と言えるのでしょうか。

（答）「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医を選任していることが必要となります（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）。

　　　具体的には、以下のいずれかに該当する医師を産業医として選任する必要があります。

　　　・厚生労働大臣の指定する者（日本医師会及び産業医科大学）が行う労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修を修了した医師

　　　・産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で厚生労働大臣が指定するものにおいて当該過程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した医師

　　　・労働衛生コンサルタント試験に合格した医師で、その試験区分が保健衛生である　　　　者

　　　・大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者

1. 産業医は、産業医の選任義務のない事業所を含む全ての事業所において選任していなければ、要件を満たしたことにはならないのでしょうか。

（答）いずれか一つの事業所で産業医が選任されていれば、産業医の選任要件を満たしていることになります。

1. 産業医の選任ではなく、例えば嘱託医の選任などで登録申請することはできないのでしょうか。

（答）産業医の要件は、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにも記載されているように、特定接種を迅速に進め、住民接種をできるだけ早く実施するために、事業者自らが接種体制を整える必要があるという観点から求めているものであり、嘱託医ではなく、労働安全衛生法に規定する産業医を選任している必要があります。

1. 産業医は、労働安全衛生法上、50人以上の事業所に選任義務があるとされていますが、50人未満の事業所しか持たない事業者は、産業医の選任義務がないため、登録申請できないのでしょうか。

（答）50人未満の事業所しか持たない事業者であっても、産業医を選任していれば、登録申請できます。

1. 特定接種を実施する医師は産業医でなければならないのでしょうか。

（答）実際に特定接種を実施する医師は、必ずしも産業医である必要はありません。

1. 産業医の選任を示す資料として、申請書に何を提出すればよろしいでしょうか。

（答）申請時には何も提出は求めませんが、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて、産業医としての雇用契約書や外部の産業医との契約書等、産業医の選任を示す資料の提出を求めることがありますので、ご留意ください。

1. 産業医の選任に時間がかかるため、選任予定で申請をすることは可能でしょうか。

（答）産業医の選任は登録要件であるため、選任予定では申請することはできません。

1. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合も、産業医の報告が必須でしょうか。

（答）区分３の公務員については、「登録事業者」の問６の回答でお示ししたとおり、特措法に基づいた登録は求められていませんので、登録の要件である産業医の選任を報告していただく必要はありません。

　　　ただし、民間の外部事業者に管理又は運営を委託等しており、外部事業者の登録対象者に該当する職員（「外部事業者」の問２の回答を参照）を含めて登録申請人数とする場合は、当該職員は公務員の身分を有していませんので、特措法に基づく登録が必要となります。従って、この場合は産業医の選任について登録申請書への記載が必要となります（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）。

**業務継続計画（ＢＣＰ）**

1. 業務継続計画には何を記載すればよいのでしょうか。

（答）業務継続計画には、特定接種の登録要領でお示ししているとおり、下記の４点の記載が必要です。

・新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針

・新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針

・新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策

・その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

1. 業務継続計画にその他必要な事項として、特定接種の実施に必要な事項等の記載が求められていますが、どのような事項を記載すればいいのでしょうか。

（答）特定接種の実施に必要な事項については、少なくとも、業務、接種人数及び接種場所の３点に関して記載していただきたいと考えています。

　　　この３点の記載内容として、例えば、

　　　・業務　　：特定接種の実施の有無にかかわらず、新型インフルエンザ等の発生時から終息までの間、本計画中に記載する○○業務（重要業務かつ登録対象業務であるものを記載）を継続的に実施するよう努めること、

　　　・接種人数：特定接種の対象となる従業者に対して、あらかじめ予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成しておくこと、

　　　・接種場所：あらかじめ接種実施医療機関の確保方法について検討しておき、登録後速やかに接種実施医療機関を確保すること（既に確保している場合は、接種実施医療機関の名称・所在地）、

　　などを記載することが考えられます。

なお、上記の接種人数については、例えば、業務継続計画の中にこうした事項に係る方針を記載しておくことを求めるものであり、必ずしも具体的な人数の記載まで求めるものではありません。

1. 指定公共機関や指定地方公共機関として、業務計画を既に作成していますが、この業務計画を業務継続計画として、登録申請することはできますか。

（答）「業務継続計画」の問１の回答でお示しした事項が記載されていれば、業務計画を業務継続計画として、登録申請をすることができます。

1. 業務継続計画のひな形は示されるのでしょうか。

（答）業務継続計画は、業種によって業務類型などが異なりますので、統一的なひな形をお示しする予定はありません。

1. 登録事業者として厚生労働大臣に登録されたとしても、接種を受ける確定的な権利は発生しないとされていますが、ワクチンが配布されない場合でも、新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続する努力義務は課されるのでしょうか。

（答）登録事業者には、特措法第４条第３項に基づき、特定接種の実施にかかわらず、業務継続の努力義務が課せられます。

なお、特定接種は、業務継続を支援するツールの一つにすぎず、備蓄しているワクチンが発生した新型インフルエンザ等に有効でない場合などにおいて、特定接種が実施されないこともありますので、特定接種の実施を前提とすることなく、これ以外の対策も用いて、業務継続計画に基づき、当該業務を継続していただきたいと考えています。

1. 業務継続計画を申請書に添付して提出する必要はありますか。それとも、作成していれば、登録要件を満たしていると考えてよいですか。

（答）「業務継続計画」の問１の回答でお示しした事項が記載された業務継続計画を作成していれば、登録要件を満たします。

業務継続計画は、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、申請時の提出は求めていませんが、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて、提出を求めることがありますので、ご留意ください。

1. 業務継続計画の作成に時間がかかるため、作成予定として申請をすることは可能でしょうか。

（答）業務継続計画の作成を登録要件としているため、作成予定では申請することはできません。

登録事業者には、特措法上、業務継続の努力義務が課せられていることから、新型インフルエンザ等の発生時から終息時までの間、業務を継続し得る体制や計画が整備されている必要があります。従って、登録申請時までに業務継続計画を作成していることが必要です。

1. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合も、業務継続計画の作成が必須でしょうか。

（答）区分３の公務員については、「登録事業者」の問６の回答でお示ししたとおり、特措法に基づいた登録は求められていませんので、業務継続計画の作成について、登録申請書への記載は不要ですが、新型インフルエンザ等の発生時においても業務継続がなされるよう、登録事業者と同様に業務継続計画を作成していただきたいと考えています。

ただし、民間の外部事業者に管理又は運営を委託等しており、外部事業者の登録対象者に該当する職員（「外部事業者」の問２の回答を参照）を含めて登録申請人数とする場合は、当該職員は公務員の身分を有していませんので、特措法に基づく登録が必要となります。従って、この場合は業務継続計画の作成について登録申請書への記載が必要となります。

**常勤換算**

1. 週３日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

（答）登録事業者において、登録対象業務に直接従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

1. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

（答）パートタイム職員Ａさんの登録対象業務に従事する１週間あたりの延べ勤務時間を、その勤務する事業所で定められている１週間あたりの勤務時間（所定労働時間）で除した数字に１人を掛けた人数が、常勤換算した従業者数となります。

　　　例えば、所定労働時間が週40時間の事業所において、週３日、午前中（８時から12時までの４時間と仮定）だけ勤務するＡさんについて常勤換算した従業者数は、（４時間／日×３日÷40時間）✕１人＝0.3人となります。

なお、登録申請人数は、各事業所の中で業種ごとに記入していただくことになりますが、各事業所の業種ごとに集計して端数が生じた場合は、業種ごとに小数点以下を切り上げてください。

1. 複数の事業者で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。それぞれの事業者において常勤換算し、それぞれの事業者で登録申請すれば良いですか。

（答）特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、事業者が事業所ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の事業者で勤務している職員であって、それぞれの事業者で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの事業者で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録申請してください。

例えば、Ａ社において週２日、Ｂ社において週３日登録対象業務に従事する職員は、Ａ社において常勤換算した２日÷５日×１人＝0.4人として登録申請し、Ｂ社においても常勤換算した３日÷５日×１人＝0.6人としてそれぞれ登録申請してください。

1. 夜勤のみの場合、どのように常勤換算すればいいですか。

（答）夜勤の時間も常勤換算にあたって勤務時間数に含めて差し支えません。

1. 宿日直勤務者について、労働基準監督署長の許可を得た場合には、労働基準法上の労働時間、休憩、休日に関する規定の適用が除外されることとなっていますが、その場合、どのように常勤換算すればいいですか。

（答）労働基準監督署長の許可が必要となる宿日直については、ほとんど労働の必要のない業務を行っていることが前提となりますので、常勤換算にあたって勤務時間数に含めることはできません。

　　　なお、夜勤という取扱いであれば、「常勤換算」の問４の回答でお示ししたとおり、勤務時間数に含めることができます。

1. 平時には登録対象業務に従事しないが、新型インフルエンザ等の発生時に従事することが想定されている場合は、「登録対象者」の問４の答えによると、登録対象者として登録申請人数に含めることができるとのことでしたが、その場合、どのように常勤換算すればいいですか。

（答）発生時に登録対象業務に従事すると想定される時間を基に常勤換算を行ってください。

1. なぜ、登録申請人数を常勤換算しなければならないのですか。

（答）常勤換算は、特定接種に用いることができるワクチンには限りがある中で、例えば、週１日しか勤務しない者が５人いる場合と、週５日勤務する者が１人いる場合とで、公平性を保つことが、その理由です。

1. 例えば、５人のパート職員が曜日ごとに交代で各日１名で勤務を行っていて、常勤換算したところ１人分となった場合、１人分のワクチンを５人に分割して接種するのですか。それとも、５人のうち１人を選択して接種するのでしょうか。

（答）誰に接種するのか（接種対象者）については、実際に供給されたワクチン数に応じて、登録事業者の判断で決めてください。

ただし、ワクチンは承認された用法・用量に基づいて接種しなければなりませんので、１人分のワクチンを分割して接種することはできません。

**外部事業者**

1. どのような事業者が外部事業者に該当するのですか。

（答）外部事業者とは、その登録事業者以外の事業者であって、登録対象業務に従事する者を有する事業者を指します。例えば、登録事業者から登録対象業務を受託している事業者や、登録対象業務に従事する職員を登録事業者に派遣する人材派遣会社は、登録事業者ではありませんが、登録対象業務に従事する職員の雇用主は、当該受託している事業者や当該人材派遣会社なので、当該登録事業者の外部事業者となります。（上記の要件に該当する限り、他の業種の登録事業者を排除するものではありません。）

なお、単に外部事業者の職員であるだけでは、登録事業者の登録申請人数に加えることはできません（「外部事業者」の問２の回答を参照）。

1. 外部事業者の職員のうち、どのような人を登録対象者として登録申請人数に加えることができるのでしょうか。

（答）外部事業者の職員のうち、登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、かつ、当該業務の継続に必要不可欠であるものを登録対象者として、登録事業者が登録申請する際の登録申請人数に加えることができます。

　　　なお、登録事業者に非常駐の外部事業者の職員（上記の要件を満たさない職員）に対しても、登録事業者の責任で、登録事業者に割り当てられたワクチンを配分して接種することが可能です。

1. 登録事業者が、登録対象業務を自社のグループ会社に委託している場合、登録事業者が申請するのでしょうか。それとも、グループ会社が申請するのでしょうか。

（答）当該グループ会社の職員が、委託元の登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行い、かつ、当該業務の継続に必要不可欠である場合に限り、当該グループ会社を外部事業者として、委託元の登録事業者が外部事業者の登録申請人数も含めて登録申請を行うことができます。なお、この場合、特定接種も当該登録事業者の責任で実施することになります。

1. 外部事業者の職員を登録事業者の登録申請人数に含めて申請する場合、外部事業者も産業医の選任や業務継続計画の作成が必要でしょうか。

（答）産業医の選任及び業務継続計画の作成は、登録事業者に課せられた要件ですので、外部事業者は、産業医の選任、業務継続計画の作成は不要です。

ただし、登録事業者の業務継続計画において、業務継続のために当該外部事業者の職員を必要とする根拠などを記載することが望ましいと考えています。

1. 水先業者、タグ事業者の職員については、登録事業者に常駐していなくても登録申請人数に計上できると考えていいのですか。

（答）これらの事業者のうち、水運業者である登録事業者が行う緊急物資の運送業務に必要な事業者については、当該登録事業者に常駐していなくても、一体型外部事業者として当該登録事業者の登録申請人数に計上することができます。（登録要領別添１の表の※２をご参照ください。）

　　　なお、登録申請の際、登録申請人数の計上は外部事業者の分も含めて登録事業者の判断で行うことになりますが、これらの外部事業者から登録事業者に対して、登録対象者に含めるよう働きかけても差し支えません。

1. 倉庫業者、港湾運送業者、貨物利用運送業者の職員については、登録事業者に常駐していなくても登録申請人数に計上できると考えていいのですか。

（答）これらの事業者のうち、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、緊急物資の荷主企業や運送事業者である登録事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っている場合、当該登録事業者に常駐していなくても、一体型外部事業者として当該登録事業者の登録申請人数に計上することができます。（登録要領別添１の表の※３をご参照ください。）

　　　なお、登録申請の際、登録申請人数の計上は外部事業者の分も含めて登録事業者の判断で行うことになりますが、これらの外部事業者から登録事業者に対して、登録対象者に含めるよう働きかけても差し支えません。

1. 「登録事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶ」とは、どの程度の期間を指すのでしょうか。

（答）長期的（恒常的）な契約とは、例えば、登録事業者が緊急物資の運送の際、必ずこの事業者を利用することになっているなど、契約上、緊急物資の運送に関して登録事業者と平時から結びついており、一体的な業務を行っている場合を指します。

一方、短期的な契約は、緊急物資の運送の都度、契約をする場合を指します。

1. 職員以外に、派遣社員、業務委託など、各種の雇用形態が存在しますが、各雇用形態が、申請書の「申請事業者の従業者数」と「外部事業者の従業者数」のどちらに該当するのか教えてください。

（答）登録事業者に雇用されている者が、「申請事業者の従業者」であり、派遣社員、業務委託など、その登録事業者以外の事業者（外部事業者）に雇用されている者が、「外部事業者の従業者」となります。

ただし、「外部事業者の従業者」として計上できる者は、登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、かつ、当該業務の継続に必要不可欠であるものに限ります。

**接種実施医療機関**

1. 登録申請時には接種実施医療機関の確保は必要ないのですか。

（答）登録申請時点では、接種実施医療機関の確保は必須ではありませんが、接種実施医療機関を未定として登録申請した場合は、登録完了後に接種実施医療機関の確保が必要となります。接種実施医療機関の確保後30日以内に、特定接種管理システム上で登録変更の届出を行ってください。

1. 特定接種の実施の際には、接種実施医療機関に対して、10mlバイアル（小瓶）のワクチンが供給されるのですか。

（答）ワクチンは、原則として、10mlのバイアル（小瓶）で供給することを想定しています。

1. 新型インフルエンザ等対策ガイドライン(P97)において「100人以上を単位として接種体制を構築する」とありますが、接種実施医療機関を確保する際に、必ず100人以上の接種体制を構築しなければならないのですか。

（答）接種体制が構築されていれば、100人以下であっても構いませんが、可能な限り、100人以上を前提とした接種体制の構築をお願いします。

1. 接種実施医療機関のE-mailアドレスも登録は必須ですか。

（答）接種実施医療機関のE-mailアドレスの登録は必須ではありません。E-mailアドレスがない場合は、空欄とすることができます。

**WEB登録の事務**

1. E-mailアドレスの入力は必須ですか。E-mailアドレスを持たない事業者は、登録申請できないと考えてよいですか。

（答）特定接種の実施時や登録更新時の連絡などに使用するため、事業者のE-mailアドレスの入力は必須です。ただし、手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えありません。なお、事業所のE-mailアドレスの入力は必須ではありません。

1. 申請書の内容に疑義が生じた場合、登録対象業務の従事者数に係る算出根拠等の照会を行うと登録要領に記載がありますが、どのような方法で連絡が来るのでしょうか。

（答）疑義照会の連絡は、すべて特定接種管理システム上で行います。

1. 登録申請しても、登録されない場合もあり得ると考えますが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

（答）登録しない場合には、特定接種管理システム上で、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

1. 登録申請に関する周知は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

（答）厚生労働省から担当府省庁を経由して周知する予定です。

1. システムの使用方法についての相談窓口はありますか。

（答）システムの使用方法については、ヘルプデスクを設けております。ヘルプデスク問い合わせ窓口：TEL○○○－○○○○○○

1. 軽微な変更は変更の届出が不要とのことですが、どのような変更の場合に変更の届出が必要となるのでしょうか。

（答）少なくとも、公表事項（登録申請事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地並びに登録人数（５％以上の増減を伴うものに限る。））、登録申請事業者の連絡先（電話番号及びE-mailアドレス）及び接種実施医療機関情報（接種実施医療機関名、所在地及び電話番号）の変更については、変更の届出が必要となります。

**その他**

1. 特定接種による健康被害について救済制度はありますか。

（答）特定接種は予防接種法第６条第１項に基づく臨時接種として実施するものであるため、予防接種法第15条に基づく健康被害救済制度の対象となります。